

平成27年4月17日

## 平成26年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況について

消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者により行われて消費者の財産被害をもたらす事態に対して、消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づき、注意喚起、勧告等を行い、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

平成26年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況は次のとおりです。

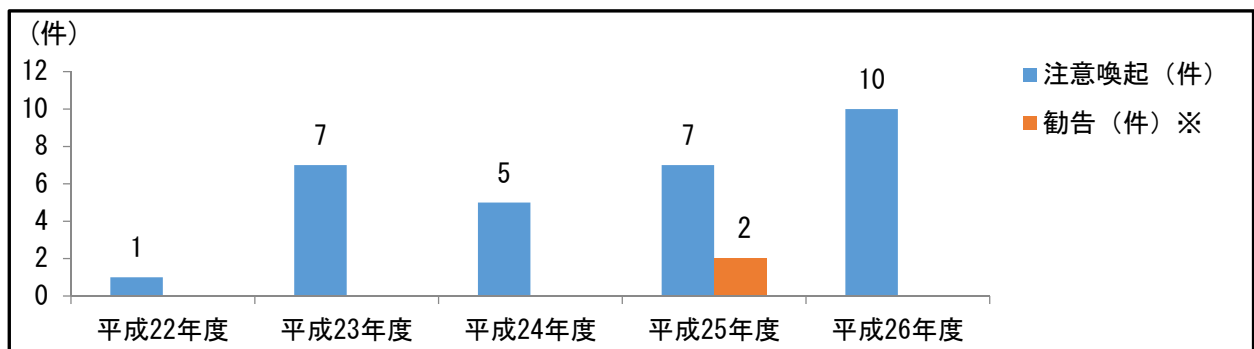
### 1 注意喚起、勧告の件数

事業者名公表の注意喚起10件を行いました。各事案の概要は別紙のとおりです。

【消費者安全法（財産事案）の処理件数】

	注意喚起	勧告
件数	10	0

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起、勧告の件数推移】



※ 消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置（勧告等）の導入を内容とする平成24年改正消費者安全法は、平成25年4月1日から施行されています。

### 2 事案の総括

注意喚起を行った事案は、いずれも消費者と取引を行う事業者とは別の事業者等が登場して勧誘等を行う、いわゆる劇場型勧誘の事案で、内容は、かつての詐欺被害の回復をできると持ち掛けたり、パンフレットが届いた消費者のみに購入等の権利を行使することができる持ち掛ける事案、東京オリンピック関連や将来有望と思われる事業を営む会社を装って、消費者の関心を引く事案などでした。

また、取引における代金の扱いについてみると、本来あってはならない宅配便やレターパックを利用した現金送付を消費者に対して指示する事案が多く見受けられました。このような取引の勧誘等を行う事業者との取引には、決して応じぬよう注意が必要です。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

## 平成26年度の消費者安全法（財産事案）の事案概要

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商品等	代金の 扱い	概要
H27. 3. 30 注意喚起	水資源開発事業を営んでいると装って出資を募る「富士開発株式会社」に関する件	水資源開発事業への出資	宅配便	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士開発は、消費者に対し、自社の会社概要や、水資源開発事業に必要な公的機関からの許可や登録を受けている旨及び当該事業について公的機関から表彰を受けている旨を記載した書類を送付して同社の水資源開発事業への出資を勧誘しますが、会社概要に記載している所在地に同社の事業拠点は存在せず、また、公的機関からの許可や登録、表彰を受けている事実はないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・劇場型勧誘の手口としては、富士開発とは別の事業者が消費者に対し、富士開発への共同出資について名義貸しを依頼し、最後には、振込名義人が個人名ではなかった等を理由として富士開発が消費者に対し、損害賠償請求を行うと説明していました。</li> </ul> <a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150330adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150330adjustments_1.pdf</a>
H27. 2. 26 注意喚起	番組制作会社を装って取材する消費者に未公開株又は社債の購入を勧誘する「株式会社コスモメディアサービス」に関する件	未公開株又は社債	宅配便	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスモメディアサービスは番組制作会社を装って消費者に会社案内を送付し、過去の詐欺事件による被害者の被害回復を支援するスポンサーのために、グローバルジャパンの未公開株を代理購入するよう勧誘しますが、会社案内に記載された所在地に同社の拠点はなく、また、金融商品取引法に基づく登録もされていないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・勧誘に使用した会社案内には、かつて報道番組に出演していた有名人が自社のエグゼクティブプロデューサーである旨掲載していましたが、そのような事実もありませんでした。</li> </ul> <a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150226adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150226adjustments_1.pdf</a>

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H26. 12. 25 注意喚起	設備認定を受けただけで 実体のない太陽光発電所 の所有権を分割販売する 「株式会社アイコン」に関 する件	太陽光発電 所の分割所 有権	直接受取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイコンは、消費者に固定価格買取制度を利用した売電事業を行う旨の勧誘資料を送付し、新たに建造中の太陽光発電所の所有権の購入を勧誘しています。また、購入の特典として、既に稼働中の太陽光発電所による売電収益からキャッシュバックを行う旨を説明しますが、太陽光発電所については、設備認定を受けただけで存在せず、需給契約等の売電開始に必要な手続きを行っていないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・劇場型勧誘の手口としては、アイコンとは別の事業者が消費者にアイコンの太陽光発電所の所有権を購入すれば高い収益が得られると説明し、アイコンの売電事業に興味を持たせていました。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/141225adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/141225adjustments_1.pdf</a></p>
H26. 10. 10 注意喚起	消費者が所有する原野に 係る仲介取引を偽って境 界線復元工事等を契約さ せる「株式会社フジ不動 産」に関する件（原野商法 の被害者に架空工事を契 約させる事業者に関する 注意喚起（第2報）	原野の仲介 取引、境界 線復元工事 等	振込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フジ不動産は、原野を所有する消費者に電話をかけ、当該原野の購入希望者がいるとして買付証明書等の書類を送付し、自社による原野の仲介取引を了承させていますが、書類に記載された所在地に同社の拠点はなく、同社が宅地建物取引業の免許を受けた事実もなく、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・また、売却に当たっては原野の整備が必要として契約させた境界線復元工事等の施工業者も存在せず、消費者に送付した買付証明書、印鑑登録証明書の写し及び担当者の宅地建物取引主任者証の写しは、いずれも真性のもではありませんでした。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/141010adjustments_2.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/141010adjustments_2.pdf</a></p>

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H26. 9. 30 注意喚起	公的機関を装って個人情報 の削除を持ち掛け車椅子 の購入契約をさせる「成 寿園株式会社」に関する件	車椅子、個 人情報削除	ゆうパック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成寿園は、複数の事業者を介して個人情報の削除を持ち掛け、消費者に介護サービス事業を行うと称して車椅子の購入契約をさせていますが、同社は所在地とする場所に事業拠点が存在せず、車椅子の販売事業や介護サービス事業を行った事実もなく、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・劇場型勧誘の手口としては、消費者に対して、公的機関と類似した機関を名乗る者から電話させ、個人情報が勝手に登録されているとして削除を持ち掛けることで、成寿園との取引のきっかけとしていました。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140930adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140930adjustments_1.pdf</a></p>
H26. 8. 29 注意喚起	消費者が所有する原野に 係る仲介取引を偽って境 界線復元工事等を契約さ せる「株式会社日高不動 産」に関する件	原野の仲介 取引、境界 線復元工事 等	振込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日高不動産は、原野を所有する消費者に電話をかけ、当該原野の購入希望者がいるとして買付証明書等の書類を送付し、自社による原野の仲介取引を了承させていますが、書類に記載された所在地に同社の拠点はなく、同社が宅地建物取引業の免許を受けた事実もなく、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・また、売却に当たっては原野の整備が必要として契約させた境界線復元工事等の施工業者も存在せず、消費者に送付した買付証明書、印鑑登録証明書の写し及び担当者の宅地建物取引主任者証の写しは、いずれも真性のものではありませんでした。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140829adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140829adjustments_1.pdf</a></p>

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H26. 7. 31 注意喚起	約200倍のレートで外国通貨の両替取引を行う「株式会社ノルディア」に関する件	外国通貨	レターパック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノルディアは、消費者に円からシリアポンドへの両替取引を勧誘する案内状を送付し、20年間の再両替を保証していますが、所在地とする場所に事業拠点は存在せず、連絡先とする電話も不通となるため、再両替の保証に応じるつもりはないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・劇場型勧誘の手口としては、ノルディアとは別の事業者が、シリアポンドは将来値上がり確実のため購入してくればより高値で買い取る旨約束し、ノルディアとの取引を勧めていました。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140731adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140731adjustments_1.pdf</a></p>
H26. 6. 19 注意喚起	うなぎの養殖事業を行っているとして出資を勧誘する「ライトオンサプライ株式会社」に関する件	うなぎの養殖事業への出資	レターパック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライトオンサプライは、消費者に対し、うなぎの養殖事業を行っている旨の勧誘資料を送付し、また、水産庁から補助金の支給を受けて同事業を行っていると説明していますが、実際にはうなぎの養殖施設も水産庁が補助金を支給している事実もなく、同社のうなぎ養殖事業には実体がないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・劇場型勧誘の手口としては、消費者取引でのトラブルに関する相談対応の仕事をしているという者が、消費者に対し、同社の事業は信頼できる旨を伝えて同社への出資を勧めていました。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140619adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140619adjustments_1.pdf</a></p>

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H26. 5. 21 注意喚起	金の投資をうたい郵便集荷や郵便局留めの郵便サービスを悪用して現金を受け取る「社団法人日本貴金属協会」に関する件	金販売事業への出資	ゆうパック（郵便集荷及び郵便局留めサービスを利用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本貴金属協会は、金地金の販売事業等を行っている旨の勧誘資料を消費者宅に送付して「ゴールド積立定期預金」と称する投資商品を勧誘していますが、同協会に関わる拠点も金融商品取引法に基づく登録もなく、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・ 劇場型勧誘の手口としては、日本貴金属協会とは別の事業者が協会をオリンピック招致に関係した事業者であると信頼させ、また、日本貴金属協会は申込金を個人名宛ての小包にして郵便局留め扱いで郵送するよう指示し、さらに、郵便局の集荷サービスを利用して消費者が現金を運ぶ手間やリスクを省いていました。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140521adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140521adjustments_1.pdf</a></p>
H26. 4. 18 注意喚起	2020年東京オリンピックの開催予定地近隣の用地買収等を行っていると言装い社債を募集する「株式会社エーライン」に関する件	社債	宅配便	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エーラインは、2020年東京オリンピックの開催予定地近隣の用地買収等を行っている旨を記載した資料を消費者宅に送付して自ら不動産事業を営んでいるように装って社債の募集を行っていますが、同社に関わる拠点も金融商品取引法に基づく届出もなく、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・ 劇場型勧誘の手口としては、エーラインとは別の事業者が社債の購入権を譲ってほしいなどと電話をして、消費者がこれを承諾すると、警察官や弁護士を名乗る者が登場して現金の送付等を指示していました。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140418adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140418adjustments_1.pdf</a></p>

## 過去の消費者安全法（財産事案）の事案概要

（平成24年改正消費者安全法施行（平成25年4月）から平成26年3月まで）

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H26.3.31 注意喚起	メールマガジン購読者に対して投資信託商品を勧誘する「Paul Green Asset Partners」に関する件	投資信託商品	振込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Paul Green Asset Partners は、メールマガジンの購読者に対して投資信託商品の販売を行っていましたが、約束どおりの分配金の支払や元本の払戻しをせず、同商品の実体はないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・ 裏でつながっていることが強くうかがわれる者が、メールマガジンのポータルサイトを利用して、Paul Green Asset Partners の投資信託商品を購入すれば高い利益が得られるなどといった情報を購読者に無料配信していました。</li> </ul> <a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140331adjustments_3.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140331adjustments_3.pdf</a>
H26.2.18 注意喚起	未公開株の販売を委託されたと偽る「株式会社なでしこグループ」に関する件	未公開株	直接受取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なでしこグループは、釧路ケーブルテレビから委託を受けて近く上場予定の未公開株を販売する旨を記載した資料を消費者宅に送付していましたが、釧路ケーブルテレビは、なでしこグループとは無関係であり、近く上場する予定などないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・ 勧誘に際しては、なでしこグループとは別の買取仲介業者と称する者が消費者に電話にて代理申込みの依頼をし、金融機関の担当者を名乗る者は電話にて口座を凍結したなどと欺き、最終的には立替金を自宅付近まで取りに来ていました。</li> </ul> <a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140218adjustments_1_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140218adjustments_1_1.pdf</a>

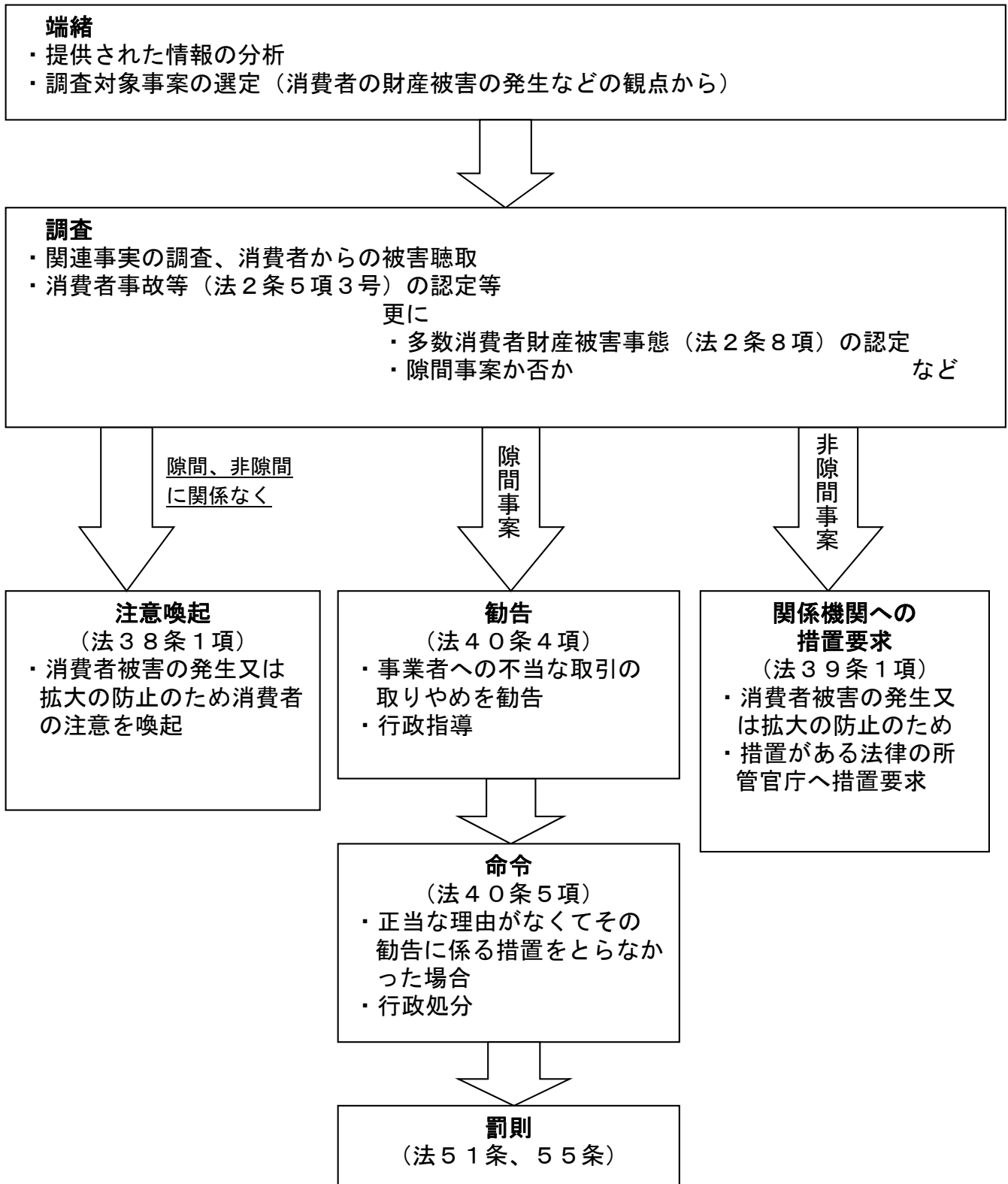
実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H25. 12. 26 注意喚起 勧告	インターネットを用いた オンラインゲーム事業の 紹介者を募集する「株式 会社ELICC JAP AN」に関する件	イントロデ ューサー登 録料	振込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>ELICC JAPAN は、自社事業の紹介者の募集を口コミの勧誘により行っていましたが、事業の説明は業績予測であるにもかかわらず、「事業は必ず成功する」、「紹介者になるには登録料を支払う必要があるが、ゲームが始まれば収益の一部を配当として受け取れるから、必ず利益を得ることができる」と必ず儲かるかのように消費者に告げていました（断定的判断の提供）。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_2.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_2.pdf</a>  <a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_1.pdf</a></p>
H25. 12. 26 注意喚起	SIMフリー端末の通信販 売を装う香港電脳問屋と いう名称のウェブサイト を運営する「HK Denno Trading Co. Ltd」に関 する件	SIM フリー 端末	振込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>HK Denno Trading Co., Ltd は、他の通信販売サイトでは品薄とされている最新機種のSIMフリー端末等の在庫があるとして通信販売を行っており、消費者に商品発送前に代金を振り込ませていましたが、商品到着予定日を経過しても商品が届くことはありませんでした（不実の告知）。</li> <li>取引の態様はH24. 12. 14の注意喚起の件に酷似しており、振込先口座の名義人及びサーバの契約者が同一であると認められました。また、事業者の電話番号は不通であり、事業者にも郵便物を送付しても到達しないことなどから、販売実態がないと強く疑われます。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_3.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_3.pdf</a></p>



実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H25.12.13 注意喚起 H25.12.17 勧告	有料老人ホームの運営を装って「新株引受権付社債」を募集する「友愛ホーム株式会社」に関する件	新株引受権付社債	レターパック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 友愛ホームは、有料老人ホーム事業について記載した資料を消費者宅に送付し、自ら当該事業を営んでいるかのように装って社債の募集を行っていましたが、同社にかかわる拠点も老人ホーム設置の届出もなく、事業実態がないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・ 勧誘に際しては、友愛ホームとは別の買取仲介業者と称する者が消費者に電話をし、代理申込み・申込金の立替えをゆうパック等の方法による現金送付を依頼しますが、支払い後、当該業者とは連絡が取れなくなっていました。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131213adjustments_2.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131213adjustments_2.pdf</a></p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131218adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131218adjustments_1.pdf</a></p>
H25.8.30 注意喚起	副業を希望する消費者にウェブサイト開設を持ちかける「株式会社リミテッド」に関する件	ウェブサイトの開設費用、サーバーの拡張費用	振込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株)リミテッドは、求人情報誌等でメルマガ作成のアルバイトを募集し、応募した者に対して、副業あつせんとウェブサイト開設費用相当の収入がない場合の全額返金保証を取引条件に、メルマガ作成とは別にウェブサイトの開設契約を結ばせ、その後、ウェブサイトのアクセス困難を理由にサーバー拡張等の追加契約を結ばせていましたが、副業のあつせん、全額返金のいずれも応じていないことが判明しました（不実の告知）。</li> <li>・ なお、代表者は、知人を介して面識のない者の依頼により、会社を設立していました。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/130830adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/130830adjustments_1.pdf</a></p>

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H25. 5. 31 注意喚起	消費者を困惑させて代金の支払を迫る公益法人を装った「公益財団法人ハートライフクラブ」に関する件	信託受益権	宅配便	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（公財）ハートライフクラブ（HLC）は、公的機関等と連携してHIV予防薬の配布支援事業を行っているとし、消費者に対して「信託受益権」の購入を勧誘していましたが、HLCは公益財団法人として認定された事実がなく、所在地としている場所のほか、当該HIV予防薬、複数の団体等との協賛関係とも存在しないことが認められました（不実の告知）。</li> <li>・勧誘においては別の事業者を名乗り、消費者に代理契約をさせていましたが、契約後には独自の契約事項を示し、「刑事告訴する」などと言って代金の支払いを要求していました（威迫困惑）。</li> </ul> <p><a href="http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/130531adjustments_1.pdf">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/130531adjustments_1.pdf</a></p>

## 消費者安全法（財産事案）の事務フロー



## ○ 消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

### （定義）

#### 第二条

1～4 （略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一・二 （略）

三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6・7 （略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第5項第3号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

### （消費者への注意喚起等）

**第三十八条** 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4 （略）

### （他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

**第三十九条** 内閣総理大臣は、第12条1項若しくは2項又は第29条1項若しくは2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 （略）

### （事業者に対する勧告及び命令）

#### 第四十条

1～3 （略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要が

あると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。  
6～8 (略)

(罰則)

**第五十一条** 第40条2項又は5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第五十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第50条及び第51条 1億円以下の罰金
- 二 前2条 各本条の罰金刑

○ 消費者安全法施行令 (抜粋)

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

**第三条** 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 消費者との間の契約(事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。)に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
  - イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
  - ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。
- ハ・ニ (略)
- 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。
- 四～七 (略)